

国土交通省における 建築物バリアフリー化の取組み

令和6年7月
国土交通省中国地方整備局
建政部都市・住宅整備課

- バリアフリー法の概要 P.3
- 建築物バリアフリー基準の見直し方針 P.5
- 建築物のバリアフリーガイドライン P.10
- バリアフリー法に基づく条例 P.12
- バリアフリー環境整備促進事業 P.16
- 参考事例 P.21

バリアフリー法の概要

バリアフリー法(建築物分野)の概要

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校」「卸売市場」「事務所」
「共同住宅」「工場」など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他

(例)「公立小中学校」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「不特定かつ多数の者が利用する官公署」「飲食店」「サービス業を営む店舗」など

※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

※1:増改築部分のみが義務化の対象

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

- ① 2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※1又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**
- ② 2,000㎡未満、及び既存建築物に対して建築物移動等円滑化基準への**適合努力義務**

※条例により、面積要件の引下げが可能

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第24条】【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**必要な**建築物特定施設※2の構造及び配置に関する基準

(例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保 ・車椅子使用者用のトイレがひとつはある など

※2:出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場等を指す。

※条例により、必要な事項の付加可。また、500㎡未満の建築物に対する建築物移動等円滑化基準の一部を規模等に応じて設定可

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**誘導すべき**建築物特定施設※3の構造及び配置に関する基準。

(※3:義務づけの対象ではない)

(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保 ・車椅子使用者用のトイレが必要な階にある など

計画の認定【法第17条】(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

建築物のバリアフリー基準の見直し方針 (令和6年3月29日 公表)

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用便房の設置数について、**原則、各階に1箇所以上を設置する**よう見直しを行う。

義務基準

現行

- 建築物に**1箇所以上**を設ける。



見直し案

<標準的な建築物>

- 各階に**1箇所以上***設ける。

<小規模階を有する建築物> (床面積1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合)

- 小規模階の床面積の合計が**1,000㎡に達する毎に1箇所以上***設ける。

<大規模階を有する建築物> (床面積10,000㎡を超える階(大規模階)を有する場合)

階の床面積が

- 10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、当該階に2箇所以上***を設ける。
- 40,000㎡を超える場合、20,000㎡毎に1箇所を追加***する。

* 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置箇所は任意とする。

誘導基準

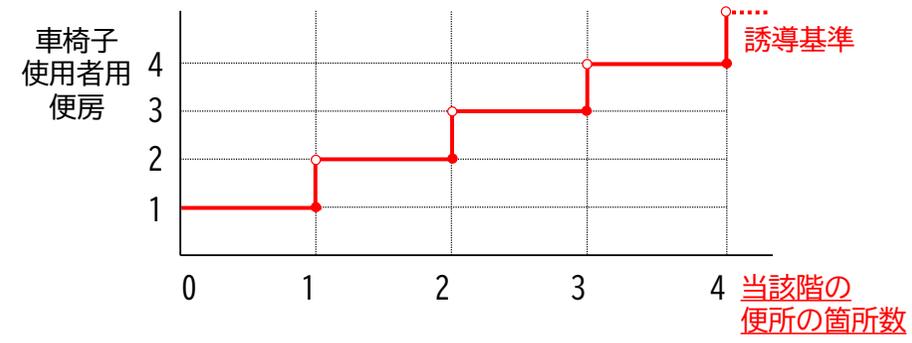
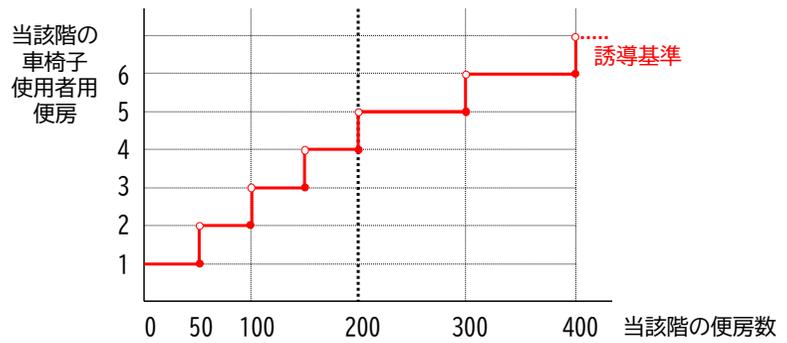
現行

- 各階に**1箇所以上**を設ける。
- 階の便房数が**200箇所以下**の場合、**2%以上**を設ける。
- 階の便房数が**201箇所以上**の場合、**1%+2箇所以上**を設ける。



見直し案

- 便所のある箇所に**1箇所以上**を設ける。

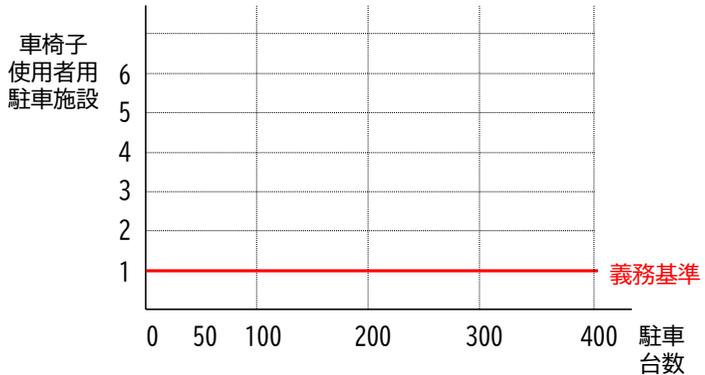


バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用駐車施設の設置数について、**駐車台数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

義務基準

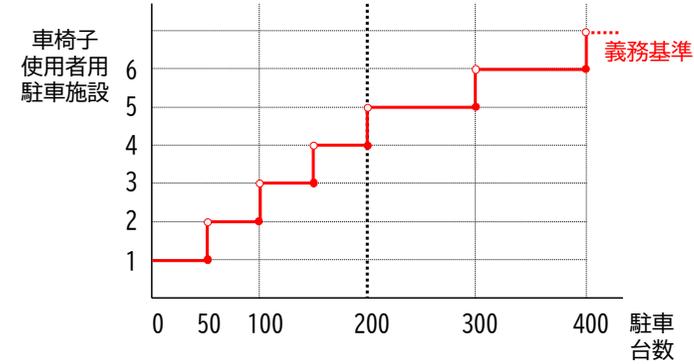
現行

- 1台以上を設ける。



見直し案

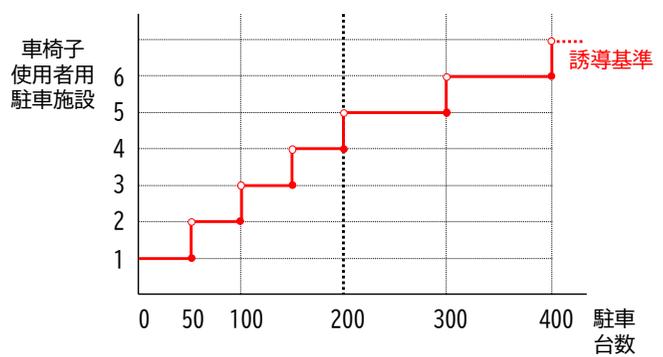
- 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- 201台以上の場合、1% + 2台以上を設ける。



誘導基準

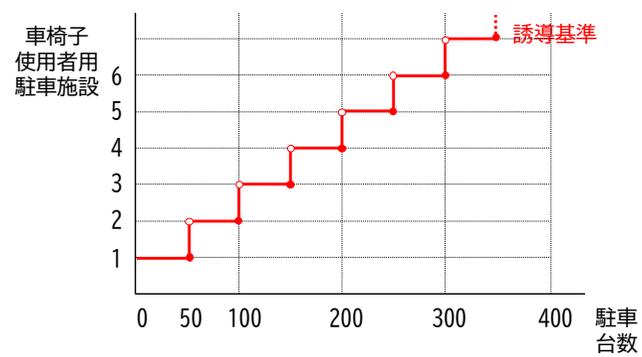
現行

- 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- 201台以上の場合、1% + 2台以上を設ける。



見直し案

- 2%以上を設ける。



バリアフリー法の政令改正（条文新設）により、車椅子使用者用客席の設置数について、**客席の総数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

義務基準

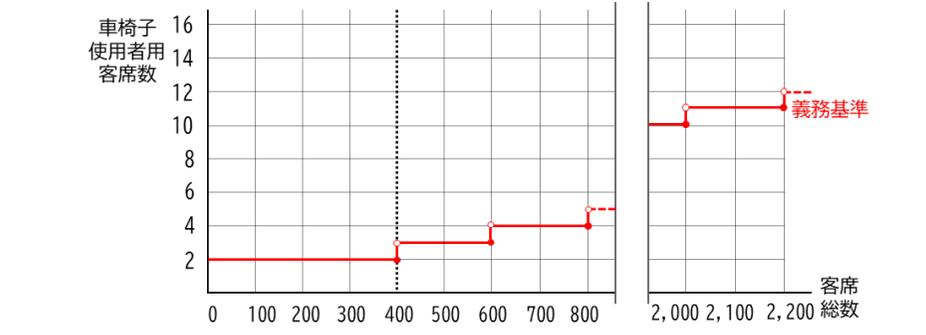
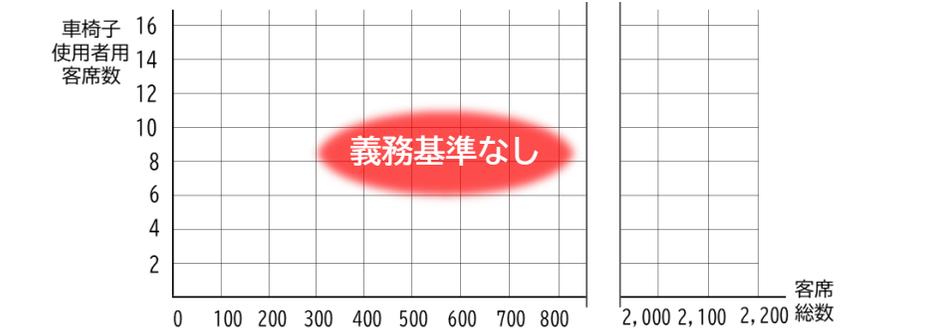
現行

- ・ 基準なし

見直し案

- ・ 400席以下の場合、2席以上を設ける。
- ・ 401席以上の場合、0.5%以上を設ける。

※ 構造に係る基準（幅90cm以上、奥行135cm以上等）も定める。



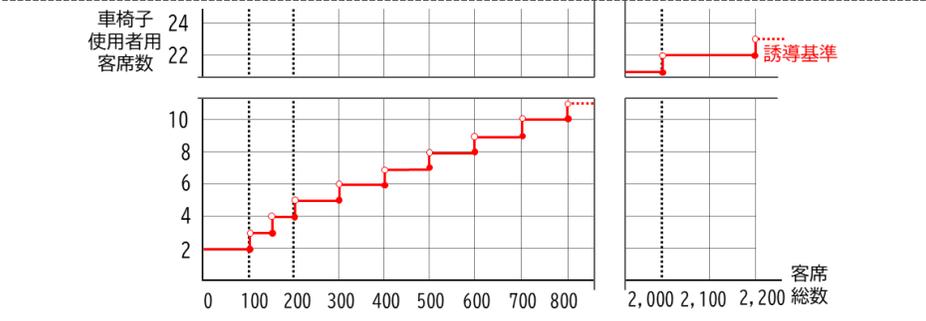
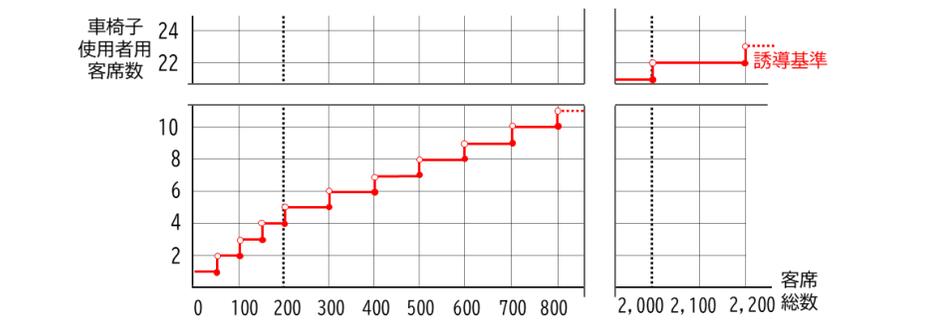
誘導基準

現行

- ・ 200席以下の場合、2%以上を設ける。
- ・ 201～2,000席の場合、1%+2席以上を設ける。
- ・ 2,001席以上の場合、0.75%+7席以上を設ける。

見直し案

- ・ 100席以下の場合、2席以上を設ける。
- ・ 100～200席の場合、2%以上を設ける。
- ・ 201～2,000席の場合、1%+2席以上を設ける。
- ・ 2,001席以上の場合、0.75%+7席以上を設ける。



- 「各施設の設置数に係る基準」以外の様々な意見については、まずは令和6年度に予定している「建築設計標準」や「(仮称)当事者参画ガイドライン」に反映する。
- サイトラインの確保等客席に係るその他の事項については、上記に加え、令和6年度以降も継続して、①現状の把握(海外制度含む)、②技術的検討、③実効性の高い枠組みの検討(義務付けの検討含む)等を進める。

「各施設の設置数に係る基準」 以外の主な意見

<車椅子使用者用便房>

- ・ 誘導基準の見直し案について、便所のある箇所の数え方を明確にすべき。

<車椅子使用者用駐車施設>

- ・ 車椅子使用者用駐車施設の舗装の色を青色とすることを全国的に周知すべき。

<車椅子使用者用客席>

- ・ 構造(サイトラインの確保・前面の手すり高さ・同伴者席を隣接して設置)と分散配置を、設置割合とセットで義務基準とすべき。
- ・ サイトラインの確保については、各施設の特性に合わせて設計やソフト対応で考えるべき。
- ・ サイトライン検討の視焦点は、演目によって変わるのではないか。
- ・ 確認審査の効率性・実効性の観点から、サイトラインの確保を義務基準とすることは困難。
- ・ 前面の手すり高さについては、歩行者の安全性確保(転落防止)の観点も必要ではないか。

建築物のバリアフリーガイドライン

建築物のバリアフリーガイドライン(建築設計標準)

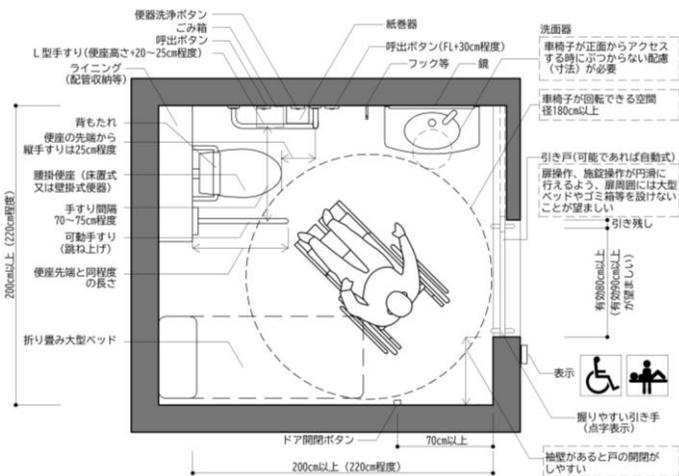
- 通路や駐車場、トイレ、エレベーターなど建築物の個別施設ごとに、法令に基づく基準、設計時の考え方・ポイント、標準的な整備内容や実現方法、管理運営上の配慮事項等をガイドラインとしてまとめています。
- 行政や民間事業者において、施設の計画、設計段階、管理運営時に広く活用されています。



掲載例

近年の改正概要

【車椅子使用者用便房の例】



平成27年度

劇場・競技場等の客席・観覧席を有する施設

- ・車椅子使用者用の客席・観覧席の基準整備
- ・一般・その他客席・観覧席
- ・音声・画像等による情報提供 等

平成30年度

ホテル又は旅館

- ・設置数基準の見直し(「1室以上」から「1%以上」へ)
- ・一般客室のバリアフリー対応水準の見直し 等

令和2年度

小規模店舗・重度の障害、介助者等への配慮

<小規模店舗>

- ・出入口に段差を設けない、有効幅員80cm以上 等
- <重度の障害、介助者等への配慮>
- ・車椅子使用者用便房の大きさの見直し
- ・車椅子使用者用駐車施設の必要な高さの見直し

【写真】



直径180cm以上の円が内接できるスペースを有する便房(大型ベッド付)

バリアフリー法に基づく条例

バリアフリー法に基づく条例

○バリアフリー法では、地域の実情に応じて、地方公共団体の条例により、「①義務付け対象用途の追加」「②義務付け対象規模の引下げ」「③移動等円滑化基準に必要な事項の追加」を可能としています。

条例制定のメリット

- 義務付け対象規模の引下げや対象用途の追加など、地域の実情に応じた**きめ細やかな基準**を設定することができますようになります。
(例)小規模な建築物や共同住宅のバリアフリー化を義務付け
- バリアフリー法に基づく条例の規定は、建築基準法の建築基準関係規定となるため、民間の指定確認検査機関等の**建築確認審査**において、**基準適合の実効性が担保**されます。
- 自主条例等に基づき、地方公共団体との協議対象としている基準について、法に基づく委任条例とすることで、手続きが統合され、事務負担の軽減・効率化にもつながります。

委任条例で審査される基準について、自主条例の手続きを免除している事例

東京都福祉のまちづくり条例(抄) ※バリアフリー法の委任規定を別条例で制定

(届出)

第18条 特定整備主は、第14条第2項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に知事に届け出なければならない。ただし、法令又は都の他の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている事項については、この限りでない。

バリアフリー法に基づく条例の事例

○自主条例からの法委任条例に移行した事例

鳥取県

- 平成8年に、県独自のバリアフリー基準を規定した条例を制定し、床面積500㎡未満の施設も含めて、建築物等のバリアフリー化の遵守義務を規定
 - 施設用途毎に、バリアフリー化する施設の床面積を規定(病院0㎡以上、飲食店300㎡以上等)
- 平成20年に**法に基づく条例として全部改正**し、特別特定建築物はバリアフリー基準への適合を義務化
 - 特別特定建築物の用途を追加**(公立学校、高等学校、大学、各種学校等、共同住宅等、スポーツ練習場他)
 - バリアフリー基準に**独自基準を付加**(ベビーチェア、音声誘導装置の設置義務化等)
 - 適合義務対象床面積を**引下げ**

○義務付け対象用途の追加及び規模の引下げを実施している事例

徳島県

- 全ての学校**(1,000㎡以上)を義務付け対象に追加。病院、診療所、保健所等を1,000㎡に**引下げ**。

○用途に応じた基準を追加している事例

東京都

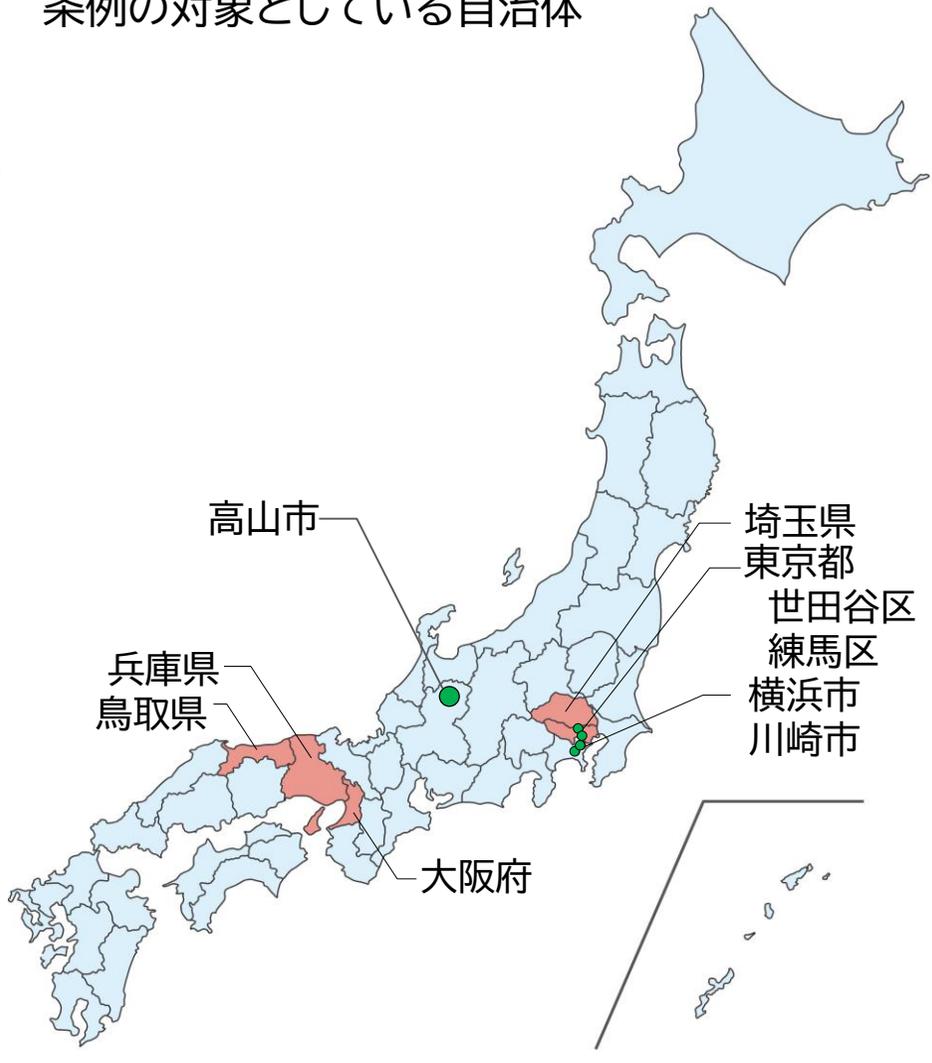
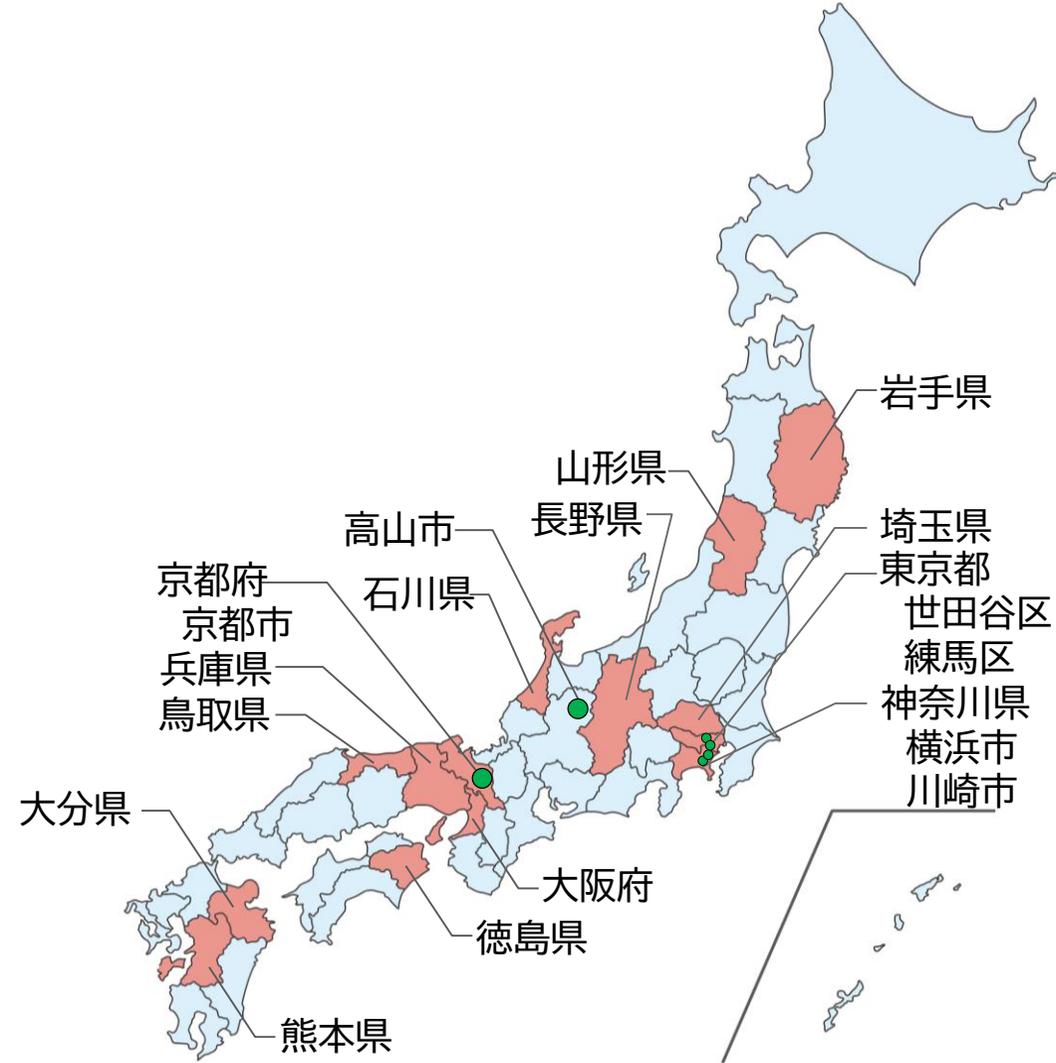
- ホテル・旅館の義務付け対象規模を1,000㎡以上に引下げ、**一般客室**のバリアフリー基準を追加
 - 共用部の基準(一般客室までの経路)
 - 一般客室内の基準(客室出入口幅、便所及び浴室等の出入口幅、階段又は段なし、等。)
- 2,000㎡以上の**共同住宅**について、道等から住戸までの経路(「特定経路」)のバリアフリー化を義務付け

バリアフリー法に基づく条例の制定状況

○令和4年9月時点では、20自治体においてバリアフリー法に基づく条例が制定されています。

■バリアフリー法に基づく条例制定自治体

■床面積の合計500㎡未満の建築物を条例の対象としている自治体



バリアフリー環境整備促進事業

社会資本整備総合交付金等にて支援

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定を支援する。なお、既存建築ストックのバリアフリー改修工事等の支援も可能。

交付対象事業者 地方公共団体

補助対象地域 全国

交付率 直接 1 / 3

交付内容 基本構想等の作成（バリアフリー環境整備の促進のためのコーディネート業務並びにバリアフリー条例の制定及び改正に必要な基礎調査等を含む。）

バリアフリー基本構想の概要

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する**具体的な事業を位置づけた計画**。基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から**面的・一体的なバリアフリー化が可能**となる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- 基本構想の位置づけ、作成の背景、重点整備地区の特性、計画期間等を記載。

◎ 重点整備地区

● 重点整備地区の位置・区域

- 重点整備地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

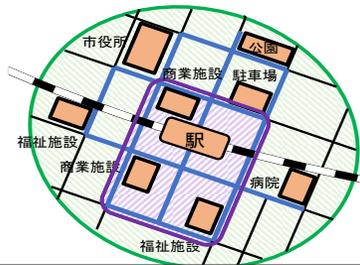
- 生活関連施設（3以上）、生活関連経路を位置づけ。
- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化に関する事項を記載。

● 実施すべき特定事業に関する事項

- 事業内容
 - 対象施設
 - 事業者
 - 整備内容
 - 事業実施時期
- 等を記載。

● 移動等円滑化のために必要な事項

- 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する事項を記載。



バリアフリー法（建築分野に限る）の概要

特定建築物【令第4条】
多数の者が利用する建築物
(例)「学校」「卸売市場」「事務所」
「共同住宅」「工場」など

特別特定建築物【令第5条】
不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他
(例)「公立小中学校」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「不特定かつ多数の者が利用する官公署」「飲食店」「サービス業を営む店舗」など

※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

※1:増改築部分のみが義務化の対象
新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、
建築物移動等円滑化基準への適合努力義務

2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※1
又は用途変更について、**建築物移動等円滑化基準への適合義務**

※条例により、面積要件の引下げが可能

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第24条】【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準
(例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保
・車椅子使用者用のトイレがひとつはある など

※条例により、必要な事項の付加可。
※500㎡未満の建築物について、規模に応じた基準の設定可。

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**誘導すべき**建築物特定施設の構造及び配置に関する基準
(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保 ・車椅子使用者用のトイレが必要な階にある など

計画の認定【法第17条】

(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

交付対象事業者

地方公共団体、民間事業者、協議会等

補助対象地域

- ①三大都市圏の既成市街地等
- ②人口5万人以上の市
- ③厚生労働省事業等の実施都市
- ④都市機能誘導区域の駅周辺
- ⑤バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法に基づく条例を策定した区域

交付率

1/3を国費で支援

支援概要

■バリアフリー法に基づく条例・基本構想の策定への支援

■既存建築物バリアフリー改修事業

【対象建築物】

- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物(店舗等)
- バリアフリー条例による規制対象の建築物

【補助対象】

○バリアフリー改修工事に要する費用

- ・段差の解消
- ・出入口、通路の幅の確保
- ・車椅子利用者用トイレの設置
- ・オストメイト設備を有するトイレの設置
- ・乳幼児用設備の設置
- ・ローカウンターの設置
- ・車椅子利用者用駐車施設の設置
- ・駐車場から店舗までの屋根設置
- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・点字・音声等による案内板の設置
- ・トイレ・客室へのフラッシュライトの設置
- ・集団補聴設備の設置 など



トイレのバリアフリー化



スロープの設置



ローカウンターの設置



視覚障害者誘導用ブロック、点字による案内板の設置



集団補聴設備の設置



トイレへのフラッシュライトの設置

写真の出典:高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3年3月)

事務連絡
令和6年5月28日

各都道府県・各指定都市

バリアフリー環境整備促進事業担当部局 御中

国土交通省 住宅局 市街地建築課

小規模店舗等のバリアフリー化に関する
バリアフリー環境整備促進事業の積極的な活用について(依頼)

平素より建築物のバリアフリー化の推進にご協力をお願いし、誠にありがとうございます。
小規模店舗等の内部のバリアフリー化については、令和3年3月に改正した「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」において、考え方・留意点の充実を図ったところですが、令和4年10月に国連障害者権利委員会より日本政府に対して出された総括所見では、小規模店舗のバリアフリー化の進捗が限定的であることが指摘されるほか、最近の国会審議においても同趣旨の指摘がなされるなど、より一層の取組が求められているところです。

国土交通省においては、小規模店舗等のバリアフリー化を促進するべく、令和4年度より「バリアフリー環境整備促進事業」(社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(6)及びロー16-(6)並びに附属第Ⅲ編イ-16-(6)及びロー16-(6)に規定するバリアフリー環境整備促進事業をいう。以下同じ。)により、小規模店舗等の既存建築物のバリアフリー改修についても支援してきたところです。

バリアフリー環境整備促進事業は、対象地域や対象建築物等の一定の要件に適合する、民間事業者等による既存建築物のバリアフリー改修に対して地方公共団体が支援する場合に、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金により当該地方公共団体を支援する制度です。

このため、まずは各地方公共団体において支援制度を設けていただくことが前提となることから、支援制度を設けていない地方公共団体におかれましては、対象地域や対象建築物等の要件を踏まえつつ、支援制度の創設について改めてご検討をお願い申し上げます。また、既にバリアフリー環境整備促進事業を活用されている地方公共団体におかれましては、更なる積極的な活用についてご検討をお願い申し上げます。

特に補助対象地域については、令和4年度より高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第24条の2第1項に基づく移動等円滑化促進方針、同法第25条第1項に基づく基本構想又は同法第14条第3項に基づくバリアフリー条例(以下「促進方針等」という。)の区域も追加したことから、従来の三大都市圏の既成市街地や人口5万人以上の市等の要件に該当せず、かつ促進方針等を定めていない場合は、促進方針等の策定についてご検討の程よろしくお願い申し上げます。

なお、各都道府県におかれましては、管内市町村に対しても、本事務連絡の周知をよろしくお願い申し上げます。

また、本事務連絡により各地方公共団体に支援制度の創設等についてご依頼をしている旨については、小規模店舗等のバリアフリー化に関係する民間事業者等の関係団体にも情報提供しておりますので、民間事業者等からのご相談があった場合は適切にご対応くださるようお願い申し上げます。

<添付資料>

参考資料1 バリアフリー環境整備促進事業の概要

参考資料2 社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ・Ⅲ編イ-16-(6)及びロー16-(6)抜粋

参考資料3 バリアフリー環境整備促進事業 Q&A

参考資料4 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3年3月)「2.12 店舗内部」

参考資料5 リフレット「だれもが利用しやすいお店をつくろう」

参考資料6 小規模店舗等のバリアフリー化に関係する民間事業者等の関係団体向け事務連絡「小規模店舗等のバリアフリー化に関する国土交通省所管の支援事業(バリアフリー環境整備促進事業)のご紹介について」

<参考:国土交通省ホームページ>

○総合政策(バリアフリー)

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html>

○住宅・建築(建築物におけるバリアフリー)

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

【本事務連絡に関する問合せ先】

国土交通省住宅局市街地建築課

(住所) 東京都千代田区霞が関2-1-3

(電話) 03-5253-8111 【内線 39-654, 39-655, 39-656】

【バリアフリー環境整備促進事業に関する問合せ先】

北海道開発局事業振興部都市住宅課 011-709-2311

東北地方整備局建設部都市・住宅整備課 022-225-2171

関東地方整備局建設部住宅整備課 048-601-3151

北陸地方整備局建設部都市・住宅整備課 025-280-8880

中部地方整備局建設部住宅整備課 052-953-8119

近畿地方整備局建設部住宅整備課 06-6942-1141

中国地方整備局建設部都市・住宅整備課 082-221-9231

四国地方整備局建設部都市・住宅整備課 087-851-8061

九州地方整備局建設部住宅整備課 092-471-6331

沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課 098-866-0031

参考資料3

バリアフリー環境整備促進事業における既存バリアフリー改修事業に関するQ&A

(令和6年5月28日時点版)

■補助対象地域について

Q1：三大都市圏の既成市街地等、人口5万人以上の市又は都市機能誘導区域の駅周辺の地域でなければ、本事業の活用はできないのか。

→バリアフリー法に規定する移動等円滑化促進方針、基本構想又はバリアフリー条例を地方公共団体において定めれば、これらが対象とする区域も補助対象地域となります。移動等円滑化促進方針、基本構想等を定めていない場合は、所管する部局と連携してご検討・ご対応ください。なお、地方公共団体単独で実施している既存の補助事業であっても、補助対象地域の要件に該当すれば本事業を活用することは可能です。

Q2：都道府県が、都道府県全域を対象としたバリアフリー条例を定めている場合、市町村独自の条例を定めていなくても、補助対象地域である「バリアフリー条例の区域」に適合するとの認識でよいか。

→お見込みの通りです。

■補助対象建築物について

Q3：どのような建築物が補助対象となるのか。

→不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物（特別特定建築物（規模要件なし、小規模店舗等も対象）や、バリアフリー条例によって規制の対象となる特定建築物（規模要件あり）が対象となります。

Q4：特別特定建築物となる用途とそれ以外の用途の複合建築物の場合、補助対象となるか。

→特別特定建築物となる用途部分は補助対象となります。

Q5：自主条例で事前協議等の対象としている建築物は補助の対象となるか。

→バリアフリー条例で規制の対象となっている建築物が対象となります。

Q6：どのような改修工事が補助対象となるのか。

→国土交通省住宅局が公表している『高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準』に記載のあるバリアフリー改修工事が補助対象となります。

Q7：建築設計標準に記載されたどの基準を満たせば補助対象になるか。

→記載されている内容のうち、『～とする』と記載された標準的な整備内容等を最低限満たす必要がありますが、誘導基準に適合させるためのバリアフリー改修工事も補助対象となります。

Q8：建築物全体ではなく部分的な改修は補助対象となるか。

→改修を行うことによりバリアフリー化が促進されるものであれば、部分的な改修についても補助対象となります。

Q9：本事業で対象になるのは工事費用だけか。

→設計費及び既存撤去費も補助対象となります。

参考資料 6

事務連絡
令和6年5月28日

一般社団法人 日本ビルディング協会連合会 御中
 一般社団法人 不動産協会 御中
 一般社団法人 日本ショッピングセンター協会 御中
 日本チェーンストア協会 御中
 日本商工会議所 御中
 全国商工会連合会 御中
 全国生活衛生同業組合中央会 御中

国土交通省 住宅局 市街地建築課

小規模店舗等のバリアフリー化に関する
 国土交通省所管の支援事業（バリアフリー環境整備促進事業）のご紹介について

平素より建築物のバリアフリー化の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。
 小規模店舗等の内部のバリアフリー化については、令和3年3月に改正した「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）において、考え方・留意点の充実を図ったところですが、令和4年10月に国連障害者権利委員会より日本政府に対して出された総括所見では、小規模店舗のバリアフリー化の進捗が限定的であることが指摘されるほか、最近の国会審議においても同趣旨の指摘がなされるなど、より一層の取組が求められているところです。

国土交通省においては、小規模店舗等のバリアフリー化を促進するべく、令和4年度より所管の支援事業である「バリアフリー環境整備促進事業」により、小規模店舗等の既存建築物のバリアフリー改修についても支援してきたところです。

バリアフリー環境整備促進事業には、対象地域や対象建築物等の一定の要件がありますが、これらの要件を踏まえた支援制度を地方公共団体において設け、支援を行っている場合に、国土交通省も当該地方公共団体を支援しているところです。

この度、支援制度を設けていない地方公共団体に対しては支援制度の創設について、また既にバリアフリー環境整備促進事業を活用した支援制度を設けている地方公共団体に対しては更なる積極的な活用について、改めてご検討をお願いしたところです。

つきましては、貴団体におかれましては、会員各企業や関係するテナント等の皆様に、建築設計標準を踏まえた小規模店舗等のバリアフリー化に取り組んでいただくこと、合わせてその際に地方公共団体の支援制度が活用できる可能性があることについて、情報提供をお願い致します。なお、地方公共団体の支援制度の有無につきましては、対象となる建築物の存する地方公共団体にお問い合わせください。

また、本事務連絡については地方公共団体にも共有しており、小規模店舗等のバリアフリー化に取り組まれる民間事業者等の方々からの問合せやご相談があった場合は、適切にご対応くださるようお願いしておりますことを申し添えます。

<添付資料>

- 参考資料1 バリアフリー環境整備促進事業の概要
- 参考資料2 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年3月）「2.12 店舗内部」
- 参考資料3 リーフレット「だれもが利用しやすいお店をつくろう」
- 参考資料4 地方公共団体向け事務連絡「小規模店舗等のバリアフリー化に関するバリアフリー環境整備促進事業の積極的な活用について（依頼）」

【本事務連絡に関する問合せ先】

国土交通省住宅局市街地建築課
 （住所）東京都千代田区霞が関2-1-3
 （電話）03-5253-8111 【内線 39-654, 39-655, 39-656】

参考事例

